二　次項第六号に掲げる場合　指定紛争解決機関の役員等となつた者が暴力団員等でないことの当該役員等となつた者による誓約

三　次項第七号に掲げる場合　貸金業者が手続実施基本契約に係る債務その他の紛争解決等業務の実施に関する義務を履行することが確実でないと見込まれる理由及び当該貸金業者の商号、名称又は氏名

四　次項第八号又は第九号に掲げる場合　次に掲げる事項

イ　行為が発生した営業所又は事務所の名称

ロ　行為をした役員等の氏名又は商号若しくは名称及び役職名

ハ　行為の概要

ニ　改善策

2　法第四十一条の五十六第二号に規定する内閣府令で定めるときは、次に掲げるときとする。

一　定款又はこれに準ずる定めを変更したとき。

二　親法人（指定紛争解決機関の総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。次号において同じ。）又は子法人（指定紛争解決機関が総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。第四号において同じ。）が商号若しくは名称、主たる営業所若しくは事務所の所在地又は事業の内容を変更したとき。

三　親法人が親法人でなくなつたとき。

四　子法人が子法人でなくなつたとき、又は子法人の議決権を取得し、若しくは保有したとき。

五　総株主等の議決権の百分の五を超える議決権が一の者により取得され、又は保有されることとなつたとき。

六　法第四十一条の四十第一項の指定申請書を提出後、新たに指定紛争解決機関の役員等となつた者がいるとき。

七　貸金業者から手続実施基本契約の締結の申込みがあつた場合であつて、当該申込みを拒否したとき。

八　指定紛争解決機関又はその業務の委託先の役員等が紛争解決等業務（業務の委託先にあつては、当該指定紛争解決機関が委託する業務に係るものに限る。）を遂行するに際して法令又は当該指定紛争解決機関の業務規程に反する行為が発生した事実を知つたとき。

九　加入貸金業者又はその役員等が指定紛争解決機関の業務規程に反する行為を行つた事実を知つたとき。

3　前項第八号又は第九号に該当するときの届出は、これらの規定に規定する事実を指定紛争解決機関が知つた日から一月以内に行わなければならない。

（紛争解決等業務に関する報告書の提出）

**第三十条の三十**　法第四十一条の五十七第一項の規定による指定紛争解決機関が作成すべき紛争解決等業務に関する報告書は、別紙様式第二十二号により作成し、事業年度経過後三月以内に金融庁長官に提出しなければならない。

2　前項の報告書には、最終事業年度に係る財産目録、貸借対照表及び収支計算書若しくは損益計算書又はこれらに準ずるものを添付しなければならない。

3　指定紛争解決機関は、やむを得ない理由により第一項に規定する期間内に同項の報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ金融庁長官の承認を受けて、当該提出を延期することができる。

4　指定紛争解決機関は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

5　金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした指定紛争解決機関が第三項の規定による提出の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

第三十二条第一項に次のただし書を加える。

ただし、次に掲げる認可に関する申請に対する処分は、一月以内にするよう努めるものとする。

一　法第四十一条の四十四第七項の規定による認可

二　法第四十一条の六十第一項の規定による認可

別紙様式第四号の二の次に次の一様式を加える。

（日本工業規格Ａ４）

**別紙様式第４号の２の２**（第４条第３項第14号関係）

年　月　日

商号又は名称
氏名　㊞
（法人にあっては、代表者の氏名）

指定紛争解決機関との契約締結等の状況

1．指定紛争解決機関が存在する場合

貸金業法第12条の２の２第１項第１号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称。

2．指定紛争解決機関が存在しない場合

貸金業法第12条の２の２第１項第２号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容。

別紙様式第八号の目次中13を14とし、10から12までを11から13までとし、９の次に次のように加える。

10　指定紛争解決機関との契約締結等の状況

別紙様式第八号中13を14とし、10から12までを11から13までとし、９の次に次のように加える。

10　苦情処理及び紛争解決の体制

（記載上の注意）

指定紛争解決機関が存在する場合にあっては手続実施基本契約を締結している指定紛争解決機関の商号又は名称、指定紛争解決機関が存在しない場合にあっては苦情処理措置及び紛争解決措置の内容を記載すること。